

## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第11号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合事務分掌規則（平成26年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条総務部総務課の項中第12号から第14号までを削り、第15号を第12号とし、第16号から第34号までを3号ずつ繰り上げ、総務部経理課の項中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 定期監査、決算審査その他監査の受検に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。